

議案第~~四十五~~四十五号

専決処分事項の報告について

昭和三十八年度義務教育施設整備事業費に充当するため起す
起債の金額の変更について地方自治法第百七十九条第三項の規定によ
り専決したので同法第百七十九条第三項の規定により承認を求めらる。

昭和三十九年五月十二日報告

三朝町長 坂出雅己

昭和卅九年五月拾貳日承認

三朝町議会議長

矢田秀雄



専決処分書

起債金額の変更について

昭和三十八年度義務教育施設整備事業費に充当するため起す起債について
起債金額を次のとおり変更する。

記

議決済議案番号	起債目的	議決済起債金額	議決年月日	変更起債金額	備考
第一〇二号	三朝中学校寄宿舎建設事業	四、九〇〇 <small>千円</small>	昭和三十八年十一月三十日	五、〇〇〇 <small>千円</small>	
第一〇三号	統合小学校々舎建設事業	七、八〇〇 <small>千円</small>	同 右	八、二〇〇 <small>千円</small>	
第四〇号	三朝中学校 屋内運動場建設事業	六、〇〇〇 <small>千円</small>	昭和三十九年三月十九日	五、五〇〇 <small>千円</small>	

右地方自治法第七十九条第一項の規定により専決する。

昭和三十九年三月三十一日

三朝町長 坂出 雅 己